

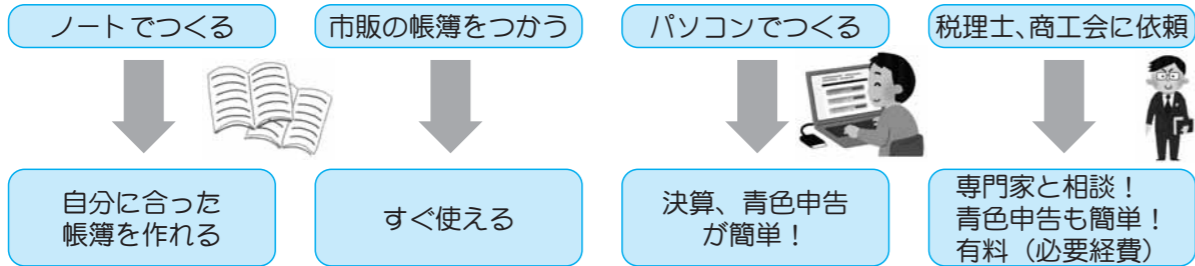
## 帳簿作成は事業者の義務！

平成26年1月から事業所得、不動産所得または山林所得を有するすべての白色申告者に対して、記帳と帳簿書類の保存が義務付けられました。記帳をすることで、正しい所得が計算でき、正しい税額を求めることができるので、事業の健康状態（黒字や赤字）のチェックや節税につながります。



帳簿は事業用の家計簿のようなものです！

## 帳簿をつくってみよう！



※漁協作成の「組合利用実績表」や農協作成の「農協取引年次集計表」は、帳簿ではありません。（税務署談）



帳簿は、「収支内訳書」が作りやすいように工夫すると、申告の際に帳簿を集計するだけで簡単に「収支内訳書」ができあがります。

	白色申告者が必ず保存する帳簿	保存期間	大切に保管！
法定帳簿	収入金額や必要経費を記載したもの	7年	
任意帳簿	上記以外の業務に関するもの	5年	
その他書類	請求書や領収書、納品書や棚卸表など	5年	

### 法定帳簿とは…

白色申告者が必ず保存する帳簿です。事業の売上や仕入、経費などを記載した帳簿です。白色申告者が作成する帳簿は、簡易なものでかまいません。

### 任意帳簿とは…

業務にかかる取引について作成した帳簿で、法定帳簿以外のものをいいます。たとえば、売掛帳や固定資産台帳が該当します。



## <ゼイコップのワンポイントアドバイス> 『段取り八分でこまめに記帳』

帳簿は、段取りよくすると後が楽になります。こまめに記帳をしないと、経費を見落とす可能性が高く、正しい所得を計算することができなくなってしまいます。そうならないためにも「こまめに記帳」して申告の際に慌てないようにしましょう。

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372

## おらほの納税教室 **ゼイコップ** 第11話



次号につづく

ペンネーム★リョーコ

### 今月の税

固定資産税.....第3期  
国民健康保険税.....第4期  
後期高齢者医療保険料...第3期  
介護保険料.....第3期

納付期限  
9月30日(金)

口座振替日  
9月26日(月)



忘れないよう、早めに準備しましょう！